

平成28年度機能性表示食品制度届出支援事業公募要領

平成28年7月

1. 事業の概要

【事業の目的】

国では、平成27年4月から、疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする「機能性表示食品」制度が実施されています。

消費者の関心が高い効能・効果に関する情報を広く提供できるようになることで、付加価値の高い食品の開発が促進されるとともに、国民の健康に対する意識が高まり、医療費の削減にもつながることが期待されます。

一方、機能性表示食品では、企業の責任において安全性及び機能性の根拠を整理した上で届出を行うことが求められており、書類作成や手続き等複雑な事務処理が企業の負担となっています。

そこで、一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）では、新潟県内企業等が実施する機能性表示食品制度の届出に対する支援を行い、企業の機能性食品開発を促進します。

また、本事業の実施により、機能性表示食品制度を活用した食品の高付加価値化に取り組むことで、企業の市場競争力を向上させ、雇用の創出・拡大につなげることを目指します。

【補助対象等】

新潟県内に事業所を有する協議会会員企業等が、自ら又は受託機関等に委託して、新たに機能性表示食品制度の届け出を行う取組。

【補助対象条件】

- (1) 申請時に以下の条件を全て満たしていること
 - ① 機能性関与成分が設定されていること
 - ② 機能性関与成分の安全性が確保されていること
 - ③ 適切な製品規格が定められていること
 - ④ 最終製品をGMP等の適切な製造工程管理体制で製造すること
 - ⑤ 機能性関与成分の作用機序が考察できていること
 - ⑥ 臨床試験論文もしくは観察研究論文(縦断研究)が計2報以上あること
- (2) 支援期間内に消費者庁に対し、機能性表示食品制度の届出を行うことが確実であると見込まれること。
- (3) 支援期間内に受理されなかった場合も自費で継続して取り組み、その結果を県に報告する意思があること。

【対象事業・補助対象経費等】

対象事業	補助対象経費区分	内容	補助率	補助上限額
機能性表示食品制度の届出に関する次に掲げる取組 ①安全性に係る事項 ・届出項目の確認 ②製造工程管理に係る事項 ・適正工程管理の確認 ③機能性評価に係る事項 ・研究レビューの可否判断 ・研究レビューの評価 ④容器包装表示に係る事項 ・表示事項の確認 ⑤品質規格に関する事項 ・品質規格の確認 ⑥その他届出に必要な事項	謝金	専門家謝金	補助対象経費の1/2以内	150万円/1件
	旅費	職員旅費、専門家旅費		
	その他	印刷代、製本代、複写費、現像・焼付け費、郵送費、運搬費、委託費、外注費、その他届出の実施に必要な経費		

※本事業では、消費税及び振込手数料は補助対象外経費とします。

【採択予定件数】

1件

【支援期間】

交付決定の日から平成29年3月15日まで。

2. 応募の手続き及び日程

【提出書類】

- ①機能性表示食品制度届出支援事業公募申請書
 - ②パンフレット等、会社や商品の概要がわかるもの
 - ③貸借対照表及び損益計算書、又はこれに類するもの（直近3年間）
- ※コピーやパソコン印刷の場合は必ず片面印刷とし、左肩をホチキス留めしてください。
※提出いただいた書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【提出部数】

7部（正1部、副6部）

【提出方法・期限】

持参、又は郵便・宅配便等により、平成28年10月20日（木）17:00までに提出してください。
※E-mail 及びFAX による提出は受け付けません。
※提出期限までに届かない場合は、受付することはできません。

【提出先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階
一般社団法人健康ビジネス協議会 棚橋宛
TEL 025-246-4233

3. 審査及び採択後の手続き等

【選定方法】

専門家等による審査会を実施し、その結果を踏まえて協議会が選定します。

※選考にあたり、事業内容について電話等で確認させていただく場合があります。

【採択・公表】

平成28年11月頃を目処に、採択結果を通知し公表します。

【補助金に係る経理及び会計書類】

補助金の交付を受ける者の会計規程等に従って適正に執行してください。

なお、仕様書、見積書、依頼書、契約書、請求書、領収書等の支払いを証明する書類の会計書類を事業の終了後に提出していただきます。また、提出書類は事業終了後最低5年間保管願います。

上記の会計書類の写し、取組結果報告書の写し、商品化計画書等を確認後、最終的な補助額（支払額）を決定します。

4. 実施上の留意点

【補助金執行スキーム】

補助金の交付を受ける者を補助対象者とし、補助対象者が支出する経費のうち、1【対象事業・補助対象経費等】で示す補助対象経費に該当する経費を補助対象とします。

【事業内容の変更】

補助対象事業の内容を変更するとき、又は、補助対象経費の増減が20%を超えるときは、事前に協議会の承認を受けなければなりません。

【報告書等の提出】

機能性表示食品制度の届出を行った後、完了報告書（会計書類の写し、取組結果報告書の写し、商品化計画書等を添付）を提出していただきます。

なお、本事業終了後、取組結果の活用状況や、その後の展開等についての事後調査や広報にご協力いただきます。

【事業成果の公表】

本事業の成果は公表を原則とします。

また、協議会や新潟県が実施する成果報告会、セミナー等で発表を要請する場合があるので協力願います。

【財産の取得及び処分の制限】

本事業で定める財産とは、取得価額又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとします。

本事業で取得する財産の処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示360号）の別表の一の項に定める期間とします。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ることとします。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に協議会の承認を受けることとします。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協議会に納付することとします。

【その他】

- ・ 本事業を実施するに当たり、食品表示法、食品表示基準、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（消費者庁）の内容に留意してください。
- ・ 本事業は新潟県からの委託を受けて、（一社）健康ビジネス協議会が実施するものです。